

# 自転車の安全利用の促進

～自転車も乗れば車の仲間入り～

《秋田県警察本部 交通企画課》

5月は「自転車月間」です。自転車の交通ルールとマナーを守り、安全に利用しましょう。

## ★ 自転車安全利用五則の遵守を

### 【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・ 夜間はライトを点灯
  - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

運転中の携帯電話



## ★ 自転車の点検整備を

自転車販売店等で定期的に点検整備をしましょう。

また、夜間自転車を利用する場合は、明るい目立つ色の服装と反射材を着用するとともに、ライトを確実に点灯し、自転車の存在を周囲に知らせましょう。

## ★ 損害賠償責任保険等への加入を

自転車事故によって他人を負傷させた場合、高額な損害賠償を負うことがあります。万が一に備え、TSマーク付帯保険などの損害賠償責任保険に加入しましょう。

## 【自転車運転者講習制度】

※平成27年6月から

自転車は車両です。酒酔い運転や信号無視などの悪質危険な違反行為は検挙されるほか、繰り返し行った場合は、自転車運転者講習を受ける義務が課せられます。

